

令和3年度第2回

函館市都市景観審議会会議録

開催日時	令和3年(2021年)8月25日 水曜日 午前10時00分～午前10時45分
開催場所	函館市役所 8階 第2会議室
次第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) 会長および副会長の選任について [公開]</p> <p>3 報 告</p> <p>(1) 縄文遺跡群都市景観形成地域の指定等について [公開]</p> <p>(2) 株式会社はこだて西部まちづくRe—Designについて [公開]</p> <p>4 閉 会</p>
出席者	都市景観審議会委員 12名 事務局 — 函館市 8名
傍聴者	一般傍聴者 0名 報道関係者 1名

(司会〔事務局〕)

ただ今から、令和3年度第2回函館市都市景観審議会（以下、「審議会」という。）を開催する。

本審議会については、委員の改選により、本年の6月27日から令和5年6月26日までを任期とし、委員を委嘱したところである。

【資料の確認】

【新任委員の紹介】

【欠席委員の報告】

【事務局の紹介】

(都市建設部長〔事務局〕)

【挨拶】

(司会〔事務局〕)

本審議会委員の定数15名のうち、本日の出席者数は12名であることから、定数の半数を越えているため、函館市都市景観条例（以下、「景観条例」という。）第45条第3項の規定により、会議が成立していることを報告する。

会議の運営について、函館市では、平成10年1月30日に「附属機関・その他の会議の設置に関する取扱い要綱」を定め、本審議会の会議についても原則公開として行うことになっており、本日の審議も全て公開として進める。

本日の審議に係る会議録は、発言の要旨をとりまとめ、その確認を受けることとしている。

会議の運営については以上である。

(各委員)

（意見なし）

(1) 会長および副会長の選任について

(司会〔事務局〕)

議事(1)「会長および副会長の選任について」事務局から説明する。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本日は、委員改選後、1回目の審議会のため、会長が不在となっている。会長が選任されるまで、私が議事を進行する。

会長については、景観条例第44条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっている。

選出方法はいかがか。

(A委員)

事務局に、会長の人選案があれば提案いただきたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

A委員から、事務局から会長の提案をという発言をいただいたが、いかがか。

(委員一同)

(異議なし)

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

それでは、会長職には、本審議会の会長を4年間、副会長を6年間務められ、現在、函館市都市景観賞選考委員を務められるなど、景観やデザインに造詣の深いB委員を事務局から提案させていただく。

(委員一同)

(賛同)

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

それではB委員を審議会の会長に決定する。

会長席を準備するので、そちらへ移動をお願いします。

(会長)

【会長席に移動】

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

会長に一言、挨拶をいただきたい。

(会長)

皆さんもよくご存じかと思うが、函館にとって景観というのは美しく快適なまちづくりを進める上で、非常に重要な価値をもつものであると思う。

当審議会の委員は様々な分野から参画いただいているため、多様な視点から、景観に関して忌憚のない審議をお願いしたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

これからの議事運営を会長にお願いしたい。

(会長)

早速、会議次第に従い、会議を進めたい。

引き続き、議事(1)「副会長の選任」についても、委員の互選により定めるところとなっているが、意見はないか。

(A委員)

副会長は会長を補佐するという、重要な役割をもっており、委員経験が長い、C委員に引き続きお願いするのが良いのではないか。

(会長)

ただ今、A委員から副会長にC委員をとという意見があったが、いかがか。

(委員一同)

(賛同)

(会長)

それでは、C委員を審議会の副会長に決定する。

副会長から一言、挨拶をいただきたい。

(副会長)

この審議会は分科会から数えるとかかなり長い間続いてきたと思う。また、私の父が会長だったころに景観条例ができていたということで、親子二代で景観に携わってきている。また、私は観光学、都市地理学が専門であるので、そういった専門分野もこの会議の議論に生かしていければと思っている。

(会長)

議事(1)「会長および副会長の選任について」は以上で終了とする。

3 報 告

(1) 縄文遺跡群都市景観形成地域の指定等について

(会長)

報告(1)「縄文遺跡群都市景観形成地域の指定等について」事務局から説明をお願いしたい。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

本件については、昨年度および本年5月と計3回の審議会での審議を経て、関連する手続きを行ったところである。

7月27日に、この垣ノ島・大船両遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録が決定したところであり、また、今回の委員改選により新たに就任した委員もおられるので、改めて、本件の内容および経過について、ご報告さ

せていただきたい。

内容については、資料1に沿って報告させていただく。

【資料1に基づき報告】

(会長)

ただ今の事務局からの報告に対し、意見、質問はあるか。

(委員一同)

(意見なし)

—— (2) 株式会社はこだて西部まちづくRe-Designについて ——

(会長)

では次に、報告(2)「株式会社はこだて西部まちづくRe-Designについて」事務局から説明をお願いします。

(都市建設部景観政策担当課長〔事務局〕)

【資料2に基づき説明】

(会長)

ただ今の事務局からの報告に対し、意見、質問はあるか。

(各委員)

(意見なし)

(会長)

私の進行についてはこれで終了する。

本日の会議の進行について、事務局にお返しする。

(司会〔事務局〕)

以上をもって、令和3年度第2回函館市都市景観審議会を終了する。